

資料
No. 2

求職者支援制度の財源について
(素案)

求職者支援制度の財源について（素案）

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が安定的な職業に就けるようにする制度であり、本来、国が全額負担すべきものである。
- 一方、国の財政状況が厳しい中、財政健全化に向けて、「歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保する」という財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）が、昨年6月、閣議決定され、このルールの下では、求職者支援制度を国が全額負担するための財源確保は困難な状況にある。
- そうした中、昨年12月17日、国家戦略担当大臣、財務大臣及び厚生労働大臣の合意として、求職者支援制度を雇用保険制度の附帯事業として位置付け、国庫負担を原則1／2とする旨の方針が示されたことは、財政が厳しい状況にあることは理解するものの、求職者支援制度の本来あるべき姿とは異なるものであり、何よりも当部会における議論の積み重ねを全く踏まえておらず、極めて遺憾である。
- しかしながら、現下の厳しい雇用失業情勢や労働市場の変化を踏まえれば、求職者支援制度の創設は緊急の課題である。
- 基金事業の実施状況に関するアンケート調査（昨年2月実施）によれば、基金事業の対象者の半数以上は雇用保険の被保険者であった者（受給終了者等）であり、その後の雇用保険の適用拡大によって、その割合は増加していると見込まれ、求職者支援制度でも、その対象者層は基金事業と同様のものとなると見込まれる。
- こうした対象者層には、雇用保険の受給が終了しても就職できず、職業訓練の受講を通じて技能を習得し、就職を実現しようとする者がいる。
このような求職者のニーズに対応することは、雇用失業情勢が厳しい現状において、労働者にとって、失業給付が切れたりした場合でもより安心して就職活動ができるようになり、使用者にとっても、技能の向上した人材を確保する機会の増大につながるとともに、安定した就職をして被保険者となる者が増加することを通じ、雇用保険のセーフティネット機能の充実にもつながり、労使とも一定のメリットとなるとも考えることができるものである。

- 安定した就職の実現やそれを通じた企業の活力の維持・向上は、労働者及び使用者全体に関わる問題であり、求職者支援制度について労使が果たしうる役割もあるのではないかとこの観点にも立ちつつ、取り得る現実的な選択肢を検討し、国による負担を主軸としつつ、労使の共助の観点も取り入れた制度として早急に求職者支援制度を創設することとしてはどうか。